令和６年１１月２１日

会員各位

一般社団法人徳島県トラック協会

一宮橋北詰交差点について（注意喚起）

徳島市一宮町の県道２０７号鬼籠野国府線に架かる一宮橋の北詰交差点について、市道から出てくる車などが非常に危険であり、市道側の一時停止線の設置や交差点内で途切れている中央線を引くことによる優先道路の明確化について徳島県警に要望し、県警の迅速なご対応により、市道側は注意喚起線を設置、また一宮橋からの右折については交差点内に中央線が引かれ優先道路が明確化されたところです。

県警ではあらゆる機会に広報等を行っていただいているところですが、まだまだ改善された内容についての周知が進んでおらず､「事故には至っていないが交差点内トラブルが複数発生している」との情報が会員から届いています。

つきましては、常にゆとりを持った運転を心掛けていただき、**一宮橋を北進し一宮橋北詰のＴ字交差点を右折する際には、左側市道からの車両（下図③）に加え、右側からの直進車両（下図②）にもご注意いただきますようよろしくお願いいたします。**

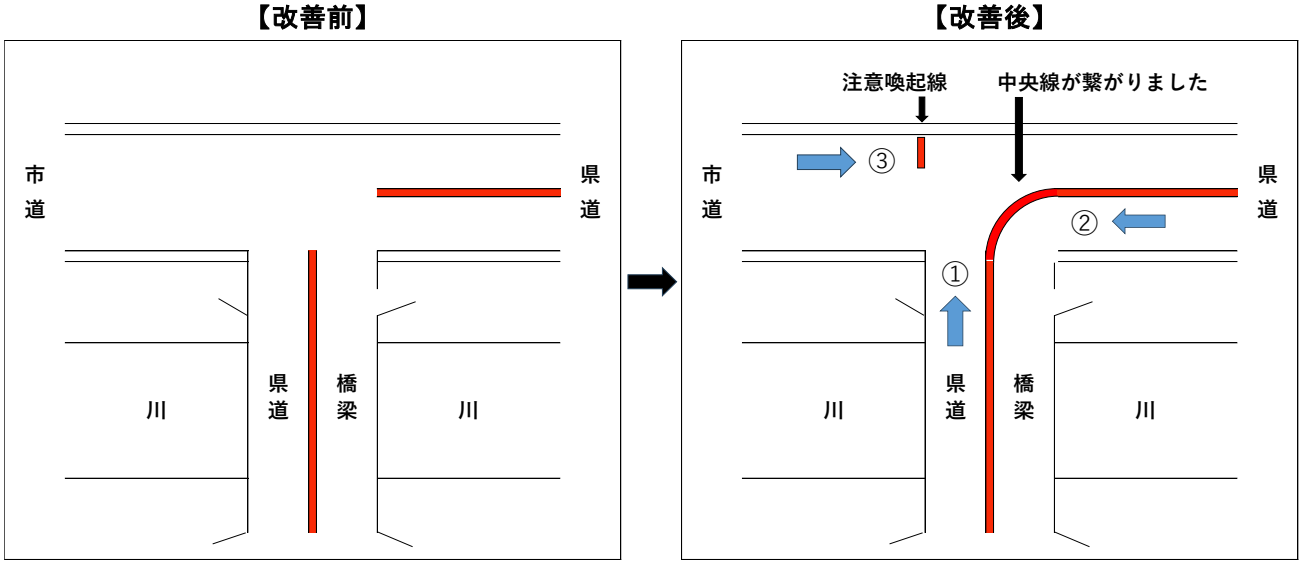

【徳島県警に確認した内容】

①の通行の場合（北進）

・右に曲がる場合は中央線が繋がったことにより直進扱いとなり方向指示器を出す必要はありません。左に曲がる場合は、左の方向指示器が必要となります。

②の通行の場合（西進）

・左に曲がる場合は、中央線が繋がったことにより直進扱いとなり方向指示器を出す必要は有りません。直進する場合は右の方向指示器を出す必要があります。

③の通行の場合（東進）

・右に曲がる場合は、右の方向指示器を出す必要があり、直進する場合は左の方向指示器を出す必要があります。

※合図するべき場面で合図を行なわないと道路交通法の合図不履行違反になります。